# 町民の参加と協働による「かみふらのづくり」

## 『自治基本条例(仮称)』そのための

#### る自治基本条例の必要性自治体の役割の変化によ

迎えました。 関係となり、本格的な地方分権時代を行され、国と地方自治体は対等協力の不成12年4月に地方分権一括法が施

くりが求められてきています。「自己決定と自己責任」によるまちづり、地域の課題は地域で解決していくで、私たちがまちづくりを主体的に進むして権限などの移譲が進められることして権限などの移譲が進められることして権限などの移譲が進められることして権限などの移譲が進められてきています。

営に町民の参加を図りながら、行政と物事を進めていくためには、自治体運自治体の環境が変化する中、地域で

す。 せていくことが重要になってきていま 町民の協働によるまちづくりを充実さ

を考える参考として、平成18年3月、先進事例を研究する中、自治基本条例

プロジェクト報告書が作成されまし

#### 自治基本条例って何だろう

のです。
に守っていく基本ルールをまとめたもか、地域を構成する全ての人々が互い(地域社会)をどのように築いていく自治基本条例とは、自分たちのまち

本ルールと考えます。
本ルールと考えます。
学校や社会には規則が、社会には道学校や社会には規則が、社会には道学校や社会には規則が、社会には道学校や社会には規則が、社会には道学校や社会には規則が、社会には道学校や社会には規則が、社会には道

#### キッカケから現在まで

が位置づけられました。

「明では、平成16年4月に「自立に向が位置づけられました。

「明では、平成16年4月に「自立に向けて「持続可能な財を決定し、計画目標である平成20年度に向けて「持続可能な財を進めていくこととなり、この政構造への転換」と「協働システムづる平成20年度に向けて「持続可能な財産を対して、平成16年4月に「自立に向断では、平成16年4月に「自立に向

本条例研究プロジェクト」が作られ、平成16年11月、行政内部に「自治基

### 自治基本条例づくり検討会議の経過

(論議されている主な点)

- るためには、どのように広めていくか。 して) いない中、生かされた条例とす ・自治基本条例が町民に知られて (浸透
- には、具体的にどうしていくか。▼情報共有と参画を浸透させていくため
- ▼町政運営の実効性をどう高めていくか。
- ただけます。 場1階)、行政ホームページでご覧い場1階)、行政ホームページでご覧いは、どのような表現方法とするか。 は、どのような表現方法とするかのでだけます。

も広報誌などでお知らせしていきます。自治基本条例づくりの取組みは、今後

**問合せ** 町民生活課自治推進班